

# 認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置

長期にわたって良好な状態で使用される構造等を備えた良質な住宅の普及を促進するため、新築住宅のうち「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅について、固定資産税の減額制度が創設されました。

## (1) 減額の要件

以下の要件を満たす必要があります。

住宅と種類	(1)「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の施行日（平成21年6月4日）から 令和4年3月31日までに新築されたもの (2)同法の規定に基づき、耐久性・安全性等の住宅性能が一定基準を満たすものとして 行政庁の認定を受けて新築された住宅であること (3)居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上であること（併用住宅の場合）	
床面積	専用住宅	50㎡以上280㎡以下（一戸建て以外の貸家住宅は、40㎡以上280㎡以下）
	併用住宅	居住部分の床面積が50㎡以上280㎡以下

## (2) 減額される範囲

120㎡以下の場合	固定資産税額の1/2を減額
120㎡を超え280㎡以下の場合	120㎡相当分の固定資産税の1/2を減額 (120㎡を超える部分は減額されません。)

## (3) 減額される期間

一般の住宅（下記以外の住宅）	新築後5年間
3階建以上の準耐火構造及び耐火構造住宅	新築後7年間

## (4) その他

- この減額と新築住宅の減額を重ねて受けることはできません。
- 土地についての減額はありません。

## (5) 申請方法

減額を受けようとする対象住宅の所有者の方は、新築した年の翌年の1月31日までに下記書類を添付の上、「認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額適用申告書」を税務課（榛原庁舎3階）または相良窓口課（相良庁舎1階）まで提出してください。

なお、この申告書は税務課（または相良窓口課）に用意してあります。

【添付書類】長期優良住宅の普及に関する法律施行規則に規定する認定通知書等の写し

問い合わせ先 牧之原市税務課資産税係 (0548-23-0035)